



接骨院・整骨院の かかり方

接骨院や整骨院で柔道整復師の施術を受ける人が増えています。

町中の看板には「**各種保険取扱**」などと書かれていますが、健康保険が使える施術は限られています。

知らずにルール違反をしてしまわないよう、健康保険が使えないケースを確認しておきましょう。



使えるケース

- ✦ 外傷性の打撲、捻挫、肉離れ
- ✦ 骨折、ひび、脱臼の応急処置
(応急処置でない場合は、医師の同意が必要です)



使えないケース(例)

- ✦ 日常生活による単なる疲れ、肩こりや筋肉疲労など
- ✦ スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ✦ 神経痛やリウマチ、五十肩などからくる痛み
- ✦ 脳疾患後遺症などの慢性疾患
- ✦ 症状の改善のみられない長期にわたる施術
- ✦ 整形外科などの保険医療機関で治療中の負傷



* 保険診療が認められるのは「急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、肉離れ、骨折、ひびおよび脱臼」に限られます。

接骨院・整骨院で健康保険を使うときの注意点

Caution

① 負傷原因を正確に伝える

外傷性の負傷でない場合は健康保険が使えないほか、工作中や通勤中の負傷は労災保険が適用されるため、健康保険は使えません。

② 申請書への記入は自分で

病院や診療所とは異なり、皆さんが施術内容等を確認して申請書に氏名や住所を記入した場合のみ、当組合から療養費が接骨院・整骨院に支払われます。金額、受診回数、負傷名、負傷原因、施術内容をよく確認したうえで、必ずご自分でご記入ください。

③ 領収書をもらう

領収書は必ず保管し、当組合からお送りする「医療費のお知らせ(通知)」で自己負担額などを照合してください。また、保険料を適正に使用するため、接骨院・整骨院にかかった方へ文書等で施術内容等の照会をさせていただく場合があります。領収書の保管に加え、負傷部位・施術内容・施術日の記録をお願いします。

④ 施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受ける

なかなか症状が改善しない場合などは、内科的要因も考えられますので、病院や診療所などで診てもらいましょう。